

小規模工事等契約希望者登録のお知らせ

～平成 24 年 10 月から 26 年 9 月分の登録受付～

この制度は、市が発注する小規模な工事や修繕（契約金額が 50 万円以下）について、受注・施工を希望する方を登録し、積極的に業者選定の対象とすることにより、市内業者の受注機会の拡大を図るものです。

○登録できる方

市内に主たる事業所（本社、本店）または住所（住民登録）を有し、市税を完納している方。ただし次のいずれかに該当する場合は登録できません。

- ①成年被後見人及び被保佐人
- ②破産者で復権を得ていない方
- ③市建設工事入札参加資格者名簿に登録されている方
- ④希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない方

○登録できる業種

建設業法で定める業種（28 業種）のうち 3 業種まで
※市水道事業の「指定給水装置工事事業者」及び市下水道の「排水設備指定工事店」の指定を受けている方は、当該業種の登録は必要ありません。

○登録申請の受付

8 月 20 日（月）から随時受付（土・日曜日、祝日を除く）

○登録有効期間

10 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日まで
※平成 24 年 10 月 1 日以降に申請された方は登録日から平成 26 年 9 月 30 日までとなります。

○登録申請の方法

小規模工事等契約希望者登録申請書に次の①②等の必要書類を添付し郵送により提出してください。（持参可）登録申請書は、市のホームページからダウンロードするか、契約検査課でも配布します。

- ①市税の完納証明書（法人の場合は法人の証明書。個人の場合は代表者個人の証明書）
- ②希望業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
※現在登録をされている方（旧西方町登録も含む）について、申請内容に変更がない場合は、登録申請書は省略し、上記①の市税の完納証明書のみを付することで再登録が可能です。

○登録申請の送付先

〒328 - 8686 栃木市入舟町 7 番 26 号 市役所契約検査課
※この登録は、見積業者の指名や契約を約束するものではありません。

本 契約検査課 ☎ 21 - 2411

- 1. 対象者
 - ① 父母が婚姻を解消した児童
 - ② 父又は母が死亡した児童
 - ③ 父又は母の生死が明らかでない児童
 - ④ 父又は母に引き続き 1 年以上遺棄されている児童
 - ⑤ 父又は母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
 - ⑥ 母が婚姻によらないで出生した児童
 - ⑦ 父母ともに不明である児童（孤児など）
 - ⑧ 父又は母が重度の障がいのある状態にある児童
- 2. 経過措置
 - ⑨ に該当する方が 8 月に申請した場合のみ、手当は 8 月分から対象となりますが、9 月以降に申請した方は申請の翌月から対象となります。
- 3. 非該当となる場合
 - ① 児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたとき
 - ② 申請者（受給者）本人が公的年金（遺族年金・障害年金・老齢年金等）を受けられることができるとき
 - ③ 児童が、父または母の死亡について支給される遺族年金または遺族補償を受けられることができるとき
 - ④ 父または母が婚姻または事実上の婚姻関係にあるとき
- ※支給要件に該当してから 5 年を経過した日が、平成 15 年 4 月 1 日以前の方は、時効により手当の請求ができません。（父子家庭を除きます。）
- 4. 支給の制限
 - 申請者および扶養義務者等の前年（申請月によって前々年）の所得に応じ、手当の支給区分（全部支給・一部支給・全部停止）が決まります。
 - 5. その他
 - 児童扶養手当認定後に、公的年金等の受給の対象となるなど、支給要件を満たさなくなった場合は手続きが必要ですが、

- 西 健康福祉課 ☎ 92 - 0312
- 都 健康福祉課 ☎ 29 - 1103
- 藤 健康福祉課 ☎ 62 - 0904
- 大 健康福祉課 ☎ 45 - 1788
- 本 健康福祉課 ☎ 21 - 2511

歳タク&ふれあいバス

試行運行の実施状況

高齢者等の交通弱者の日常生活における移動手段の確保と公共交通空白地域の解消を目指した歳タク及びふれあいバス。

試行運行 4～6 月分の実績がまとまりましたので、お知らせします。

◎歳タク	
利用登録者数 (人)	
6 月末現在	9,894
1 日平均利用者数 (人/日)	
4～6 月平均	203.7
◎ふれあいバス	
項目	1 日平均利用者数 (人/日)
4～6 月平均	
路線名	
寺尾線	124.6
市街地循環線	62.5
市街地北部循環線	86.8
部屋線	105.9
真名子線	37.2
金崎線	15.7
大宮国府線	13.8
皆川樋ノ口線	19.7
藤岡線	27.9

は、平成 25 年度末までの試行運行中です。この期間中に利用状況や市民の皆さんのご意見・ご要望を踏まえて運行内容の見直し・改善を行います。それでも利用状況に改善が見られない場合は、廃止についても検討することになります。日常生活や市内散策の足として、どうぞ歳タクとふれあいバスをご利用ください。



本 交通防犯課 ☎ 21 - 2170

お知らせ

児童扶養手当のご案内

次の①～⑨の児童を養育する方が対象となります。平成 24 年 8 月 1 日から⑨が追加されました。なお、児童は 18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日（中年度以上の障がい児の場合は 20 歳未満）までです。

- 1. 対象者
 - ① 父母が婚姻を解消した児童
 - ② 父又は母が死亡した児童
 - ③ 父又は母の生死が明らかでない児童
 - ④ 父又は母に引き続き 1 年以上遺棄されている児童
 - ⑤ 父又は母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
 - ⑥ 母が婚姻によらないで出生した児童
 - ⑦ 父母ともに不明である児童（孤児など）
 - ⑧ 父又は母が重度の障がいのある状態にある児童
- 2. 経過措置
 - ⑨ に該当する方が 8 月に申請した場合のみ、手当は 8 月分から対象となりますが、9 月以降に申請した方は申請の翌月から対象となります。
- 3. 非該当となる場合
 - ① 児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたとき
 - ② 申請者（受給者）本人が公的年金（遺族年金・障害年金・老齢年金等）を受けられることができるとき
 - ③ 児童が、父または母の死亡について支給される遺族年金または遺族補償を受けられることができるとき
 - ④ 父または母が婚姻または事実上の婚姻関係にあるとき
- ※支給要件に該当してから 5 年を経過した日が、平成 15 年 4 月 1 日以前の方は、時効により手当の請求ができません。（父子家庭を除きます。）
- 4. 支給の制限
 - 申請者および扶養義務者等の前年（申請月によって前々年）の所得に応じ、手当の支給区分（全部支給・一部支給・全部停止）が決まります。
 - 5. その他
 - 児童扶養手当認定後に、公的年金等の受給の対象となるなど、支給要件を満たさなくなった場合は手続きが必要ですが、

市内どこからでも通える小規模特認校 大宮南小学校においでよ！

～確かな学力、豊かな心、健やかな体をはぐくむ大宮南小の教育でお子さんを学ばせてみませんか～

ひまわりのような 笑顔いっぱいの大宮南小学校の特色

- 研究校 6 年の実績、優れた小学校の外国語活動
- 少人数ならではのきめ細かな学習指導
- 広がる田園、コウホネが育つ川で自然体験
- スポーツや学習等、充実した放課後活動



3 up 作戦で未来を担う子どもを育てます。



1 up

いろいろな場面でコミュニケーション力を Up！
生き生きと表現し自信をもって行動できる子どもを育てます

2 up

一緒に学び合って学力をぐ～んと Up！
基礎をしっかり身に付け、自ら進んで学ぶ子どもを育てます

3 up

豊かな自然体験等でメンタルタフネス Up！
思いやりのある心の強い子どもを育てます

本市では、平成 25 年度から小規模特認校制度がスタートします。これは、小規模校の良さを生かした教育を希望する子どもたちが通常の通学区域にかかわらず、市内どこからでも通うことができる制度です。



一人一人丁寧に教える学習



英語をつかってコミュニケーション

小規模特認校・大宮南小学校の説明会を行います！

期日：9 月 15 日（土）
時間：13:30～
場所：市役所別館第 2 会議室
対象：小規模特認校に入学・転入学を希望する保護者

大宮南小学校のオープンスクールに参加してみませんか

第 1 回オープンスクール（学校祭）
期日：10 月 6 日（土）
時間：8：50～14：20
・8：50～ワールドツアー（外国人と交流）
・12：20～バザー・お楽しみ広場
場所：大宮南小学校（☎ 22 - 1483）

第 2 回オープンスクール（授業見学）
期日：10 月 20 日（土）
時間：9：30～12：25
場所：大宮南小学校
外国語活動、おもしろ科学実験
9：30～小規模特認校説明会（30 分）

問合せ先：本 教育総務課 ☎ 21 - 2716